

・物品等又は特定役務の調達契約に係る事務の取扱いについて

(平16.7.1付34-35)

総務人事等担当理事  
理事長 から 募集販売本部長 あて  
各支社長  
各地域支社長

改正 平成18年5月12日(イ)  
平成21年3月17日(ロ)  
平成26年2月18日(ハ)  
平成26年11月28日(ニ)  
平成31年2月1日(ホ)  
令和2年12月28日(ハ)

標記について、下記のとおり定めたので、通知する。  
この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

1 目的

この通達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。(ハ)

2 定義

この通達で用いる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。(ハ)

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。(ハ)
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成11年法律第117号) 第2条第2項に規定する特定事業(建設工事を除く。)にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第57号)による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。)をいう。(ハ)

- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類2以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される2以上の調達契約をいう。(ハ)

### 3 適用範囲

- (1) この調達契約は、調達契約でその予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12か月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12か月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が、次に掲げる区分に応じ当該区分に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。(ニ)

イ 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)(以下「国の特例政令」という。)

第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

ロ 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額

ハ 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

ニ 特定役務のうちロ及びハ以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額(ハ)

- (2) (1)の予定価格は、調達契約に関し独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号。以下「会計実施細則」という。)第335条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。(イ)

### 4 参加のための条件(ホ)

契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができ

るが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。(ホ)

#### 5 競争参加者の資格に関する審査等

- (1) 契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、一般競争の方法により特定調達契約の締結が見込まれるときは、会計実施細則第355条第2項の規定による競争参加資格の審査については、随時に、一般競争に参加しようとする者の申請を待って、行うものとする。(イ)(ロ)(ハ)
- (2) 契約担当役は、一般競争の方法により特定調達契約の締結が見込まれるときは、会計実施細則第355条第4項の規定による競争参加資格の公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、官報により行うものとする。(イ)(ロ)(ハ)
- (3) 契約担当役は、会計実施細則第355条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。(イ)(ロ)
- (4) 契約担当役は、会計実施細則第355条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について官報により公示するものとする。(イ)(ロ)
- (5) 契約担当役は、(2)又は(4)の規定による公示において次に掲げる事項を明らかにするものとする。

イ 調達をする物品等又は特定役務の種類

ロ 登録資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (6) 契約担当役は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成するものとする。

#### 6 一般競争の公告

- (1) 契約担当役が特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。(ハ)
- (2) 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、(1)による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

#### 7 一般競争について公告をする事項

- (1) 6の定めによる公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。(ホ)

イ 入札に付する事項

- ロ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - ハ 契約条項を示す場所
  - ニ 入札執行の場所及び日時
  - ホ 入札保証金に関する事項
  - ヘ 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
  - ト 会計実施細則第355条第2項の規定による申請の時期及び場所(ハ)
  - チ 12に定める文書の交付に関する事項(ハ)(ホ)
  - リ 落札者の決定の方法(ハ)
- (2) 契約担当役は、(1)の規定による公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
- (3) 契約担当役は、(1)の規定による公告において、契約担当役の氏名及びその所属本部等の名称並びに契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。(ハ)
- イ 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
  - ロ 入札期日又は会計実施細則第355条第2項の規定による申請の時期(ハ)
  - ハ 契約担当役の氏名及びその所属本部等の名称(ハ)
- 8 指名競争の公示等
- (1) 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、6の定め例により公示するものとする。(ホ)
- (2) (1)の公示は、7に定める事項のほか、会計実施細則第356条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、行うものとする。(イ)(ロ)(ホ)
- (3) 会計実施細則第358条の規定による通知は、(1)の公示の日において行うものとする。(イ)(ロ)(ハ)
- (4) (3)による通知は、次に掲げる事項についてもあわせて行わなければならない。(ハ)
- イ 一連の調達契約にあっては、7(1)へに掲げる事項(ハ)(ホ)
  - ロ 契約の手續において使用する言語(ハ)
- 9 公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い
- (1) 契約担当役が、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から会計実施細則第355条第2項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が当該資格を有するかどうかについて審査を開始する

ものとする。(イ)(ロ)(ハ)

- (2) 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付する場合においては、(1)の規定による審査の結果、資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し会計実施細則第360条に規定する事項及び8(4)に掲げる各事項を通知するものとする。(イ)(ロ)(ハ)(ホ)
- (3) 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が(1)の審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては会計実施細則第355条第2項に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては(2)の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。(イ)(ロ)
- (4) 契約担当役は、(1)の一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があった場合において、開札の日までに(1)の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

#### 10 郵便等による入札(ハ)

契約担当役は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。(ハ)

#### 11 技術仕様(ホ)

- (1) 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。(ホ)(ハ)

イ 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。(ホ)

ロ 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。(ホ)

- (2) 契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。(ホ)

#### 12 入札説明書の交付

- (1) 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札を行うため必要な事項について説明する文書(以下「入札説明書」という。)を交付するものとする。

- (2) 入札説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- イ 7 (1)又は8 (2)の規定により公告又は公示するものとされている事項（ただし、7 (1)中に掲げる事項を除く。）(ハ)(ホ)
  - ロ 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
  - ハ 開札に立ち会う者に関する事項
  - ニ 契約担当役の氏名並びにその所属する本部等の名称及び所在地(ハ)
  - ホ 契約の手続において使用する言語
  - ヘ 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項(ハ)
  - ト その他必要な事項(ハ)

13 落札(ホ)

契約担当役は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した入札者に確認を求めることができる。(ホ)

14 随意契約によることができる場合

契約担当役は、次に掲げる場合に限り、特定調達契約につき随意契約によることができるものとする。

- (1) 会計実施細則第370条第1項第9号、第13号及び第14号に該当し、これにより随意契約する場合(ニ)
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (3) 既に調達をした物品等（以下「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をした場合、既調達物品等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 機構の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合
- (5) 既に契約を締結した建設工事（以下(5)において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で、当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（ここに掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をした場合、既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。

- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下(6)において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合又はここに掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が4から12までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る7の公告又は8の公示において、ここに定める同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。(ホ)
  - (7) 緊急の必要により競争に付することができない場合
  - (8) 機構の特定調達契約が、国の特例政令第13条第1項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約によることができることとされた特定調達契約と同様と認められる場合(ニ)
- 15 落札者の決定に関する通知
- 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
- 16 落札者等の公示
- 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方の決定をしたときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示するものとする。
- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
  - (2) 契約担当役の氏名並びにその所属する本部等の名称及び所在地(ハ)
  - (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - (6) 契約の相手方を決定した手続
  - (7) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、6の定めによる公告又は8の定めによる公示を行った日(ホ)
  - (8) 随意契約による場合にはその理由
  - (9) その他必要な事項
- 17 随意契約に関する記録(ハ)

契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

18 苦情の申立て(ハ)

契約担当役は、特定調達契約の手續に関し、「政府調達に関する苦情の処理手續」(平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を、入札説明書において明らかにするものとする。

以 上



(参考) (ハ)

政府調達に関する協定

附属書 I 日本国

付表 5 サービス

この協定は、1991年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書MTN・GNS-W-120）によって特定される次のサービスについて適用する。

(1991年の暫定的な中央生産物分類 (CPC))

51 建設工事

6112 自動車の保守および修理のサービス（注1）

6122 モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注1）

633 個人用品及び家庭用品の修理のサービス

712 その他の陸上運送サービス（71235（郵便の陸上運送）を除く。）

7213 運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス

7223 海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス

73 航空運送サービス（73210（郵便の陸上運送）を除く。）

748 貨物運送取扱いサービス

7512 クーリエ・サービス（注2）

電気通信サービス

MTN・GNS-W-120（対応するCPC）

2・C・h 7523 電子メール

2・C・i 7521 ボイスメール

2・C・j 7523 情報及びデータベースのオンラインでの検索

2・C・k 7523 電子データ交換（EDI）

2・C・l 7529 高度ファクシミリ・サービス

2・C・m 7523 コード及びプロトコルの交換

2・C・n 7523 情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）

84 電子計算機サービスおよび関連のサービス

864 市場調査及び世論調査のサービス

867 建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注3）

871 広告サービス

87304 装甲車による運送サービス

- 874 建築物の清掃サービス
- 8814 林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）
- 88442 出版及び印刷のサービス（注4）
- 886 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
- 921 初等教育サービス
- 922 中等教育サービス
- 923 高等教育サービス
- 924 成人教育サービス
- 94 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- 9611 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（96112（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

付表5に関する注釈

注1 特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注3 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス（CPC86712）の実施設計サービス

契約監理サービス（CPC86713）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC86722）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC86723）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC86724）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（CPC86727）

注4 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

付表6 建設サービス

1991年の暫定的な中央生産物分類第51区分に掲げるサービスであつてこの協定の適用を受けるものの表

第51区分に掲げる全てのサービス

付表6に関する注釈

2011年11月30日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく建設事業に係る調達について適用する。